

### 3. 定員管理の適正化

市町村名 津 野 町

#### 1. 集中改革プラン（平成19年～平成23年）における定員管理の数値目標

（単位：人、％）

市区町村名	部 門	数値目標						備考
		H19.4.1	H23.4.1	H19対H23		（参考：H17対H23）		
		職員数	職員数	増減数	増減率	増減数	増減率	
津野町	総 数	110	100	10	-9.1%	19	-14.3%	
	うち公営企業	2	2	0	0.0%	-	-	

（参考）

（単位：人、％）

市区町村名	部 門	過去の増減実績						
		H16.4.1	H17.4.1	H16対H17		H18.4.1	H17対H18	
		職員数	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率
津野町	総 数	133	119	14	-10.5%	110	9	-7.6%
	うち公営企業等	2	2	0	0.0%	2	0	0.0%

#### 2. 数値目標設定の基本的考え方

市町村名	数値目標設定の基本的考え方
津野町	平成17年の合併時及び平成18年度の勤奨制度による退職により、大幅な職員減があり、今後は計画期間の5年間で新規採用も実施しながら、基本的には自然退職減で削減を実施する。

#### 3. 数値目標達成のための具体的な手法

市町村名	数値目標達成のための具体的な手法
津野町	基本的には退職者補充は行わないが、5人退職に対して1人の補充とする

#### 4. 国が定める定員に関する基準で、定員管理上課題となっているもの

（教育部門における学校教育、消防部門を除く）

市町村名	国が定める定員に関する基準で、定員管理上課題となっているもの
津野町	無

## 5. 公営企業会計の定員管理の適正化

### (1) 集中改革プラン(平成17年~平成22年)の定員管理の数値目標

(単位:人、%)

団体名	事業名	数値目標						備考
		H17.4.1	H22.4.1	H17対H22		(参考:H11対H22)		
		職員数	職員数	増減数	増減率	増減数	増減率	
津野町	総数	119	104	15	-12.6%	47	-31.1%	
	うち公営企業	2	2	0	0.0%	1	100.0%	
	その他	2	2	0	0.0%	1	100.0%	

「総数」及び「うち公営企業」のH17.4.1及びH22.4.1職員数は、平成17年地方公共団体定員管理調査報告数値とすること(「定員管理の適正化」の「総数」「うち公営企業」欄と突合すること)。

数値目標を未公表の団体については、その理由を簡潔に備考欄に記入すること。

増減率は、小数第1位まで記入すること(単位未満四捨五入)。

(参考)

(単位:人、%)

団体名	事業名	過去の増減実績						
		H11.4.1	H16.4.1	H11対H16		H17.4.1	H16対H17	
		職員数	職員数	増減数	増減率	職員数	増減数	増減率
津野町	総数	151	143	8	-5.3%	119	24	-16.8%
	うち公営企業	1	2	1	100.0%	2	0	0.0%
	その他	1	2	1	100.0%	2	0	0.0%

「総数」の職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値とすること(「定員管理の適正化」の「総数」欄と突合すること)。

うち公営企業の数値は、**地方公営企業決算状況調査の調査対象職員数**であるので、1.数値目標での増減実績数値とは異なるので注意すること。

増減率は、小数第1位まで記入すること(単位未満四捨五入)。

### (2) 数値目標設定の基本的考え方

団体名	事業名	考え方
津野町	その他	簡易水道事業で現在2名となっているが今後もこの人数で推移していく

### (3) 数値目標達成のための具体的な手法

団体名	事業名	考え方
津野町	その他	簡易水道事業で現在2名となっているが今後もこの人数で推移していく

事業名の欄は、「水道事業」、「工業用水道事業」、「電気事業」、「病院事業」、「下水道事業」、「その他」の区分により記載すること。

簡易水道事業は「その他」の区分に含めること。

## 4. 給与の適正化

本町における現在の状況は次のとおりです。

項目	本町の状況	国の制度
高齢層職員 昇給停止措置	55歳昇給あり(昇給抑制期間あり)	55歳昇給あり(昇給抑制期間あり)
不適正な昇給運用	一斉昇短・運用昇短等の制度・運用 なし 退職時特別昇給 なし	制度なし
級別職分類表に適合 しない級への格付け等	なし	なし
退職手当の支給率	・自己都合 勤続年数 35年 支給率 47.50	勤続年数35年 支給率 47.50
	・定年・勸奨 勤続年数 35年 支給率 59.28	勤続年数35年 支給率59.28
諸手当の状況	特殊勤務手当 ・手当数 1 ・不適切とされる手当の状況 なし その他の手当 なし	ある
技能労務職員の給与	適用される給料表の状況 ・技能労務職給料表 4級制 ・国の俸給表との比較 (一部異なる)	行政職俸給表(二) の適用者

## 5. 第三セクターの見直し

### 1. 第三セクターの現状

(1) H18.3.31時点における第三セクター法人数

3 法人
------

第三セクター名

(有)津野町ふるさとセンター		
(株)プレカット四万十		
津野町開発公社		

(2) 19年度～23年度までの5年間の見直しの実施予定

第三セクターの現状、動向を見極めながら、平成19年度～23年度中に、第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画を策定する。